

令和8年2月6日  
中日本高速道路株式会社

## 資格登録停止措置の概要

### 1. 資格登録停止措置業者名

- ①日本交通技術株式会社(東京都台東区上野7-11-1)[1000018163]
- ②丸栄調査設計株式会社(三重県松阪市大口町102-2)[1000018666]
- ③株式会社トーニチコンサルタント(東京都渋谷区本町1-13-3)[1000017890]
- ④大日コンサルタント株式会社(岐阜県岐阜市薮田南3-1-21)[1000017509]
- ⑤ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10)[1000017206]

### 2. 資格登録停止措置の期間

- ①② 令和8年2月6日～令和8年8月5日(6か月)
- ③④⑤ 令和8年2月6日～令和8年5月5日(3か月)

### 3. 資格登録停止措置の地域

- 地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
- 地域2 東京支社が所掌する地域

### 4. 事実概要

当該事業者は、公正取引委員会より、令和7年12月19日、特定跨線橋点検等業務に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者であると公表された。

### 5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記事業者は、公正取引委員会より、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。このことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第3号(独占禁止法違反行為)の措置要件に該当する。

なお、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者であることが公表されているため、適用事業者については、当該適用の制度がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間を資格停止措置期間とする。

### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号、第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。)。	発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から2月以上9月以内

### ○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)